

議長	事務局長	事務局次長	総務係長	係員

委員会記録簿 (開会中・閉会中)

委員会名	第7回 議会運営委員会		
開会日時	令和3年 2月12日 午前 9時00分 開会		
	令和3年 2月12日 午後 1時21分 閉会		
場所	第3委員会室		
出席者数	委員定数6名中 出席者6名		
出席委員	熊高 昌三	児玉 史則	—
	山根 温子	大下 正幸	山本 優
	金行 哲昭	—	—
正副議長	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—
欠席委員	—	—	—
説明のため出席した者	職名	氏名	職名
	総務部長	西岡 保典	総務課行政係長
	—	—	藤井 伸樹
	—	—	—
出席した事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長
	総務係長	國岡 浩祐	佐々木浩人
付議事件	1、議題		
	(1) 令和3年第1回安芸高田市議会定例会の運営について		
	① 会期日程等について		
	② 陳情・要望等の取り扱いについて		
	(2) 議会運営に関する先例・申し合わせ等について		
	2、その他		
	① 「当初予算審査におけるチェック項目(案)」について		
	② 4者会議に関する報告について		
	③ 任意全員協議会の名称変更について		
	④ 議員研修(ハラスメント、人権及び法令順守等の研修)について		

3、経過

【開会 9:00】

○熊高委員長

ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

(1) 令和3年 第1回安芸高田市議会定例会の運営について

①会期日程等について

○熊高委員長

令和3年第1回安芸高田市議会定例会の運営についてを議題とする。

市長提出案件について、執行部の説明を求める。

○西岡総務部長

第1回定例会は、2月24日を招集日として本日招集告示をさせていただく。人事関係7件、専決処分1件、条例及び一般議案が9件、予算関係が18件、計35議案である。

概要については、行政係長が説明する。

○藤井行政係長

(提出議案の概要について説明)

○熊高委員長

質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

議案等の取り扱いについて、事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

(議案の取り扱い及び会期日程について説明)

○熊高委員長

ただいまの説明について、意見はないか。

(なし)

議案等の取り扱いについて、お諮りする。

各議案の上程は2月24日の初日とし、会期の決定後、人事関係議案の諮問第1号から第7号までの7件は一括提案し、個別採決とする。次に、承認第1号は、提案理由説明の後、質疑を受け、討論を行い、採決する。その後、市長より施政方針を受ける。次に、当初予算関係の議案第18号から第26号までの9件は、一括提案し、提案理由説明後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託。条例及び一般議案関係の議案第1号及び第8号の2件は、提案理由説明後、質疑を受け、総務文教常任委員会へ、議案第2号から第4号、第27号、及び第5号から第7号の7件は、提案理由説明後、質疑を受け、産業厚生常任委員会へ付託とする。そのほか、補正予算関係議案の議案第9号から第17号までの9件は一括提案し、提案理由説明後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託とする。

これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

委員会の日程について協議を願う。

常任委員会は2月25日を予算決算で補正予算関係を審査、3月2日の本会議終了後に総務文教、3月3日を産業厚生とし、予備日を含め、3月9日、11日、12日及び15日を予算決算で当初予算を審査する各常任委員会とする。

意見はないか。

(なし)

お諮りする。

常任委員会は2月25日並びに3月9日、11日、12日及び15日を予算決算、3月2日を総務文教、3月3日を産業厚生とする日程に異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

なお、25日の予算決算常任委員会に付託される補正予算の議案は、3月2日の本会議で委員長報告後、採決まで行う。また、最終日は3月17日とし、22日間の会期とする。

執行部から、そのほかにないか。

○西岡総務部長

副市長の人事案件は、現在2次選考中である。2月19日、20日で最終選考の流れになっている。後日、議案を追加するので、議会運営委員会を開いていただきたい。

○熊高委員長

質疑はないか。

副議長の選任同意は、定例会の初日、最終日のいずれになるか。

○山本委員

最終選考が2月19日、20日になり、それ以降に候補者を決定するため相談をさせていただきたいが、最終日もありうる。

○西岡総務部長

一般質問で副市長の公募について質問をされる方がいるので、上程する日をはっきりできないか。

○山本委員

基本的には最終日の上程を考えている。

○西岡総務部長

そのほかにないか。

○熊高委員長

議案第1号の「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定」であるが、秋田議員が来女木公民館の指定管理者「来原コミュニティづくり連絡協議会 来女木公民館管理運営委員会 会長」になられている。指定管理に関する議案は、営利目的の有無に関わらず、地方自治法第117条の「除斥」及び安芸高田市議会委員会条例第18条の「委員長及び委員の除斥」が適用される。

○森岡事務局長

したがって、議長の議題宣告から表決までの審議、委員会審査の全ての過程において除斥となる。

これまで、議員が指定管理者になる場合の議案について、除斥をしていなかった。事務局の落ち度であり、大変申し訳なく思っている。議事について調査を進める中で、法や条例に抵触していることが分かったので、今後は改めさせていただく。

なお、総務省の見解では、一般質問で該当する指定管理施設

に関する質問が行われる場合も、除斥の対象になるとされている。議員は自治会長にならないようにするといった申し合わせ事項を設けるか否かについての協議も行う必要があると考えている。

○熊高委員長

意見はないか。

(なし)

以上で令和3年 第1回安芸高田市議会定例会の運営についてを終了する。

暫時休憩する。

休憩 9:22

(執行部退席)

再開 9:23

② 陳情・要望等の取り扱いについて

○熊高委員長

再開する。

陳情・要望書について、事務局に説明を求める。

○佐々木次長

(「陳情・要望・要請等一覧表」により説明)

○熊高委員長

質疑はないか。

○大下委員

先日、担当課に陳情があることを伝え、陳情者に説明をしっかりするように伝えている。以前、産業建設常任委員会で審査をしている案件で終了しており、審査の必要はないと思っている。

どうしても委員会で審査すべきという意見があれば従う。

○熊高委員長

暫時休憩する。

(陳情書の取り扱いについて協議)

休憩 9:26

再開 9:29

○熊高委員長

再開する。

意見はないか。

○山本委員

大下委員が言わされたように、委員会で審査する必要はないと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

(なし)

本陳情は、常任委員会に送付しないことに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、送付しないこととする。

(2) 議会運営に関する先例・申し合わせ等について

○熊高委員長

議会運営に関する先例・申し合わせ等についてを議題とする。

先日お送りした資料の目次を御覧いただきたい。議会運営委員会で協議を行う部分は、黄色で塗りつぶされた箇所の8項目である。

今後の進め方について、御確認いただきたい。

暫時休憩する。

休 憩 9 : 3 1 (今後の確認の進め方について協議)

再 開 9 : 4 3

○熊高委員長 再開する。

議会運営に関する先例・申し合わせ等については、本日の協議内容が全て終わった後に、内容を確認することに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、後ほど内容の確認を行う。

(2) その他

・「当初予算審査におけるチェック項目（案）」について

○熊高委員長 その他の項に入る。

皆さんから何かあるか。

○金行委員 新年度予算審査について、委員長として全員協議会に報告したい案件があるので、議会運営委員会に報告させていただきたい。

○熊高委員長 報告を認めることに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、報告を認めることとする。

暫時休憩する。

休 憩 9 : 4 4

再 開 9 : 4 6

○熊高委員長 「当初予算審査におけるチェック項目（案）」について、金行委員に予算決算常任委員長としての報告を求める。

○金行委員 新年度予算審査にあたり、委員長として「当初予算審査におけるチェック項目（案）」をお示しさせていただく。

お手元の資料を御覧いただきたい。

目的であるが、この度の予算は、石丸市長に改選されて初めての当初予算になり、事務事業の執行について市長の方針が大きく反映されると見込まれる。

前期議会からの申し送りにもあったように、議会は議会基本条例を意識し、これまで以上に「監視機能の役割」や「議決責任」を果たさなければならない。そのためにも、令和3年度に執行される事務事業を十分に認識したうえで、予算執行について審査をする必要があるので、チェック項目を設けさせていたいた。

この「チェック項目（案）」は、予算決算常任委員会の委員の皆さんに共通認識を持って審査にあたっていただきたいので、全員協議会に提示し、周知徹底を図りたいと考えている。

詳細は事務局が説明するので、御理解・御協力をお願いする。

○佐々木次長

委員長の説明のとおり、事務局も、新年度予算の審査は、非常に重要になるとを考えている。

○佐々木次長

新たな政策を市民の皆さんにお伝えする手段は、議会だよりと予算決算常任委員会の会議録がメインになる。これらを踏まえて、チェック項目について御確認いただきたい。

それでは、資料の説明をさせていただく。

「2 参考資料とチェック項目」には、予算審査にあたり事前に確認いただきたい資料を示している。

(1) 令和元年度主要事業の成果に関する説明書では、事業概要、実施内容、成果と課題、活動・成果指標を確認いただきたいと考えている。

(2) 令和3年度予算編成方針であるが、これは市のホームページでも公開されている。予算編成に関する総括的な考え方について、確認いただきたいと考えている。

(3) 議員必携であるが、予算審議の着眼点を参考に質疑を行つていただきたいと考えている。

(4) 令和3年度施政方針と(5) 令和2年9月定例会で示された所信表明についても、確認いただきたいと考えている。

続いて、「3 歳入のチェック項目」について説明する。

令和3年度予算編成方針にあるように、本市の予算編成は、非常に厳しい状況となっているので、市税の歳入状況、地方交付税の歳入状況及び今後の見通し、財政調整基金の積立状況、自主財源確保に関する取組の確認を中心に、質疑をしていただきたいと考えている。

「4 歳出」では、全部局に対し、以下の項目を確認すべきと考えている。

新規事業では、原則として全ての事業について「事業の目的・対象・目標・経費、(単年度事業でない場合は、令和3年度の目標及び最終目標または3年から5年後の目標数値)」の確認、「事業の財源、国費・県費の有無、単市事業」の確認を中心に行っていただきたいと考えている。

継続事業では、事業を絞り、主要施策の成果に関する報告書の課題について、どのような改善策を考えられているか。前年度予算額からの増減（事業の拡大・縮小）。増減があった場合の増減理由の確認。活動・成果指標の変更の有無。変更があった場合の変更理由の確認を行っていただきたいと考えている。

統合・廃止事業は、備考欄に示しているように質疑をしない限り把握できない。統合・廃止した事業の有無の確認。どのような目的や経緯があり統合・廃止されるのか。事業廃止の周知

は、どのように行われたかについて、確認を行っていただきたいと考えている。

最後に(2)歳出別予算状況では、予算に占める義務的経費と投資的経費の状況の確認、普通建設事業費の状況、市単独補助金の縮減の状況及び考え方、指定管理料の状況及び考え方を中心で確認を行っていただきたいと考えている。

予算編成方針には、公共施設の統廃合や補助金の削減に関する考え方なども示されており、市民生活に直結する部分や各種団体の活動に影響する部分が、大きく転換されている可能性がある。この点についても、計画的に行われるのか、市民への説明責任は果たされるのか、慎重に審査していただきたいと考えている。

○熊高委員長

意見はあるか。

暫時休憩する。

休憩 9:56

再開 10:01

○熊高委員長

再開する。

「当初予算審査におけるチェック項目（案）」について、予算決算常任委員長が2月18日の全員協議会に提案をされることについて、了承することに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、了承する。

そのほかに皆さんからないか。

・4者会議に関する報告について

○宍戸議長

4者会議に関する報告をしたいので、資料を配付させていただきたい。

○熊高委員長

暫時休憩する。

休憩 10:02

(資料「定例4者会議 聞取書」を配付)

再開 10:03

○熊高委員長

再開する。

○宍戸議長

2月9日に4者会議に出席した。1月29日の全員協議会の後の議員間討議で話が出たことを含めて報告させていただく。

本会議運営の効率化・時間短縮等に向けた取組、一般質問の答弁のあり方について、議運・全員協議会でまとめていただいたので、その報告をした。時間短縮があり、その後に12月議会で試行をした結果を報告したわけであるが、時間短縮になった。議員の皆さんの意見を聞く中で、一般質問に対する市長の答弁は、それぞれ質問者が最初に質問をされるときには答弁席に立って答弁をしていただき、再質問の場合には自席で答弁をしていただいてもいいということを市長に報告したが、自席でやらせていただく

ということであった。私としては、こういう結果ですからそれでお願いしますということを申し上げたが、自席でということを強く言われた。

エチケットという言葉について、いろいろ議論をされたが、最初に市長は開会日の当初に挨拶、議案の提案を答弁席でされるので、そこで済んでいるという判断で、一般質問については自席で行うと言い切られた。

その点については、私はこれまで決めていただいている方法でやらせていただきたいとは言っている。一般質問の答弁が、できない、しない、ということになることはできるだけ避けたいので、そのときの状況によっては自席で答弁をしていかなければならない場合もあるかもしれない。それが1番目の本会議運営の効率化・時間短縮等に向けた取組の報告である。

それから1月19日全員協以降の議会の対応ということで、市長から提案があった。後に読んでいただければいいが、要は9月の本会議のときに武岡議員が居眠りをした。居眠りか病気なのかどちらかということを伝えたと思う。私は前期議会体制のときに報告をして済んでいると申し上げたが、内容が不十分ということで、再度調査をしなさい。その調査がない以上は一般質問の答弁ができないというふうなことで、その約束を9日に「議長、あなたの責任で決めなさい。」と言われたが、「今回は意見として聞かせていただきました。」と伝えた。

市長に対して色々話をさせていただいたが、理解をいただけなかつたということである。どういう対応をするかということが課題になってくるが、議会というのはルールを守った対応をしないと、それこそ監視権を果たしていないということが問われているので、いろいろな課題があるという思いでいる。

資料を読んでいただいたほうが早いと思うので、時間をとっていただきたい。

事務局で資料の要点を説明できるのでは。

補足説明をさせていただく。

1月19日の全員協議会以降の議会の対応ということで、市長から「前回の全員協議会で退席して以後、どのような結果となったのか。声がかかるかと待ちながら1カ月が経過する。」ということで口火を切られた。

市長は1月の全員協の退席の際に、アンダーラインにあるように、「考えを改められたらお声かけくださいと伝えてある。」ということで、議会のほうが考えを改めて市長のほうへ来るということを、待っておったというところであった。その下のアンダーラインであるが、「次に動くのは議会」というところであ

○熊高委員長

○森岡事務局長

る。市長は、もう議論がまとまっているという思いを持たれていたようであるが、議会はまだそれに至っていないというところである。

次のページに行くと、議会基本条例、政治倫理の言葉を持ち出して色々と言われたが、その中で「居眠りもその後の問題も終わらせられない。」ということを言われている。居眠りは一般質問のところであるが、その後の問題というふうに今回言われている。今まででは、恫喝という言葉を使われていたが、使われなくなったということは、何かの変化があったと思って聞かせていただいた。そういったところの発言があった。病気であったのか、本当の居眠りであったのか、そこがはっきりしていないというところを強く言われていた。

診断書があるからということで、議長から無呼吸症候群であったと記憶していると説明されたが、市長は、「無呼吸症候群は寝ている時になるもので、寝ているじゃないですか。」という発言をされている。脳梗塞の疑いということについては、脳梗塞は完全に死に至ることなので、そこはどうなのかという指摘があった。

そういった色々なやりとりがあって、アンダーラインの部分として、市長は「居眠りの件を早急に解決してもらいたい。」と言われている。「うやむやにして終わらせない。」ということである。うやむやにすることがルール違反になるということで、執拗にコンプライアンスという言葉を何回も言わっていた。3ページ目のアンダーライン、「議会で武岡議員に疑惑の真相を確認し、報告書として提出してもらいたい。」ということをお話されている。それをその場でするかしないか、ということについて議長に迫られていた。

やり取りの中で「1つだけ提案する。居眠り問題の真相解明をできないか。」と再度言われ、「次の全員協議会で意見聴取として出すので、その場を成立させてもらいたい。」ですから、報告を受け入れてもらいたい。「そうならないのなら、私はこの議会を相手にできない。」ということで、1月19日のことを再度言われている。

コンプライアンスの件での色々なやりとりは省いているが、その下の部分で、「市長の思いが間違っているのならそう言ってもらいたい。そうなれば不信任を出してもらって議会を解散させることになる。」ということを言われている。また、一般質問のことについても話をされていたが、議長の権限についても、「議長がその場で決めればいいことではないか。」といったやりとりで、議長も「そこまでの権限は持っていない。」と言われた

が、市長は理解されなかった。

最終ページに、「まずは武岡議員のコンプライアンスについて、議会としてけじめをつけることをやっていただきたい。武岡議員が議会に説明したのは公開ではない。」という部分は、議員控室で診断書を皆さんに見てもらったというところの話をしたが、「公開ではないじゃないか。それでは市民に伝わっていない。」ということを言われている。

その下のアンダーラインの箇所であるが、「全員協と一般質問はセットで考えている。コンプライアンスの問題が解決しないのであれば、議会の解散、選挙まで見据えている。」との発言もあった。その下のアンダーライン部分、「この状況であれば私は絶対に一般質問には出ない。」その下の、今度は全員協の部分にかかるてくるが、「ほかの報告案件も準備をしているので、その中に居眠りの意見聴取を加える。」そのほかに案としては、下のアンダーラインの部分で「議員同士で私が言ったことを明らかにして、回答書を持って来られ、それが理にかなっていれば、理路整然と、何があって、どういう理由で、誰が確認したのか、どうやって確認したのかということが、居眠り・いびきの話がまとまっていればそれでもいい。望ましいのはその2つ。」その2つというのは、市長が報告案件として全員協でそれができなければ議員間で明らかにした回答書を出してくださいということである。3点目であるが、「最悪の場合も考えれば、選択肢は3つとなる。」ということは、「両方ができないということであれば、先ほど言いました議会の解散、選挙まで見据えているということを考えられますよ。」ということであった。

一番下の追加案件とすれば、「9月定例会一般質問に関わるコンプライアンスの問題について」ということで、全員協に提示したいということを言われている。

議長から、再度説明はあるか。

この案件は私のほうから出したのではなく、市長からこういう話を出された。これについては、既に前議会の体制の時に決着はついている。私の発言はここへ書いていない部分もあるが、そういった発言はしている。いくら言っても市長は倫理規程にも触れられて、市民に対する説明責任があるということをずっと言われるが、私の思いとしては、恫喝の問題と同じように全員協議会で協議する内容ではないと考えている。

市長は行財政運営上の重大な問題ととらまえられているが、これは議会の運営上の重大な問題と私はとらまえているので、全員協議会で取り上げることは難しい。特に市長は、コンプライアンスをどう考えているかと聞かれるが、コンプライアンスは法令順

○熊高委員長

○宍戸議長

守と併せてルールを守ることであるので、そこを曲げてやりますということは、逆に私が強く言ったら、これは想定であるが、取り入れたということをツイッターで流されると、それこそ議会の本来の監視機能に影響する恐れがあるので、大変心配をしている。

併せて言うと、実はマスコミからも私へアドバイスというか、情報があったのが、「議会の監視機能というか、議会は条例をつくり、会議規則をつくり、ルールをつくる。そういうものがルールを曲げたことになると、これは議会としてもう崩壊ですね。」ということを言われた。私もその言葉が特に気になり、どういう意味かということをずっと思い続けている。ですから、私は特に市長が厳しく追及をされている状況の中で、議会としてのルールをしっかりと守る以外にはないという判断でいる。

余分なことになったが、要は、「議会のときの居眠り、このことについてきっちりと、もう一度再整理をしてもらいたい。それができないのなら、私のほうから全員協議会で報告をさせていただきたい。」ということである。

質疑はないか。

無呼吸症候群と書いてあるが、これは市長が言うことが本当に、まともなことを言われている。無呼吸症候群は寝ないと出ない。はっきりとそこらは言わないといけないが、武岡さんは市民から審判を受けている。市民が寝とってもいいと言っているので、これを言わないといけない。市長がどう言っても市民が「寝とってもいいよ。あんたもう一回出んさい。」と言って審判を受けて出てきている。そういうことである。

○熊高委員長

ここで 10 時 40 分まで休憩する。

休憩 10:25

再開 10:40

○熊高委員長

再開する。

○山根委員

市長が色々述べられ、議会から声をかけてといったことが最後に書かれているが、議会はルールに則って肃々とやるだけですと回答をすればいいと思う。

武岡さんのことについても、前の議会のときに全部処理をされていると思っている。当時の議長もすぐに謝罪をされ、そのときに厳重注意もしたし、本人から皆さんに謝罪があった。市長にも謝罪をされているということは聞いているので、そういう問題については、もう取り上げる必要はないと思う。

市長への回答は、議会はルールに則って肃々と行うでいいと思う。

○児玉副委員長

山根委員が言われたように、前回の議運、全員協は、委員長が

欠席であったが、その場で議長に一任となった。そのときに前回出ていた4件については、議長はもう取り上げないという方向で話をされて、それ以降に一任という形になっているので、先ほど議長、山根委員が言われたように、肃々とルールに則って進めればいいと思う。

一任と言った以上、議長の判断に従って進めていただければと思う。

○熊高委員長

前回の全員協と議運を欠席しているが、副委員長が言われたようなことは、私も確認をして聞いている。

ほかに意見はないか。

○大下委員

聞取書の中で最初にエチケットとなっているが、議会から出したのか。エチケットではなく、答弁席で喋るのはルールである。エチケットというので、余計にこうなるのではないのか。そこでしないといけないとなっているので、そこから言葉を間違っている。ルールはルールなので守るようにきちっと言うほうがいいと思う。

○森岡事務局長

先日の議運、全員協で確認した資料を提示させていただいた。その中に最初の答弁だけをエチケットとしてという書き方がしてあったので、そこを市長がとらえられている。

○熊高委員長

事務局としては、皆さんに確認のうえの文書ということであるが、いかがか。

○大下委員

エチケットとして確認をした覚えはない。

○熊高委員長

暫時休憩する。

休憩 10:44

(議運・全員協の決定事項について確認。)

再開 10:50

○熊高委員長

4者会議の中身について、言葉のありようも含めて確認をしたが、最終的には議会のルールに基づいて、議場の運営や全員協議会の運営をするということを全員協へ議会運営委員会としての提案をしたということであり、それを肃々と進めることができることでよいか。

(数名から「よろしいです。」との声あり)

議長、それでよいか。

○宍戸議長

議会としては、先ほども言ったように、条例をつくったり、会議規則をつくったり、ルールをつくる。そういうものがルールを破ったり曲げたりすることは、あってはならないという思いでいる。

もう一つ申し上げたいのは、議会は執行部からの取引というか、そういったことに応じていいのか。基本的な考え方を間違つてはいけないと思っている。

例えば、政策的なところについては色々と可能性はあるが、最

終的には市が行う具体的な事業を決定する段階においては、言葉は大変悪いが、執行部と議会と対立の中にあるので、対立が合意に基づくこともあるが、その過程には色々あると思う。一旦決められておって、ルールがあって、執行部の意見・提案に妥協することもあるかもしれないが、取引をしては議会としての監視機能を果たせない。市民の信頼を一気に失う可能性が大きいと思うので、その点についてだけは、我々はしっかりと議会としての機能を守っていくべきと思っている。

特に市長が「コンプライアンスをどう考えておられるか。」と言われたときも、議長、副議長も「ルールは守らなければいけません。」ということは言い切っているので、その点は御承知いただきたい。

○熊高委員長

議長の話のとおり、それで進めることでよいか。

(「はい」との声あり。)

議会もそういうふうにしていくということで、市長が従わなくとも議会は譲歩せず、そのままいくという確認でよいか。

○宍戸議長

そこらは皆さんで、議会の運営上の問題なので。

○熊高委員長

運営上の問題といつても、そういうふうにやり切ると言われたので、それで退席した場合でも肅々とやっていくしかないと考えておられるという確認でよいか。

○宍戸議長

私はそれしかないと思う。

○熊高委員長

皆さん、それで確認をさせていただくがよいか。

(数名から「はい」との声あり。)

事務局から、4者会議の件でほかにあるか。

○森岡事務局長

一般質問の取扱いについては、そういう形で決めていただいた。今度の全員協は、市長の出してくる報告を受けないということでおいか。また、議会で協議して報告書を出すということもない最悪の選択をするというところで、よろしいか。

○宍戸議長

安芸高田市議会会議規則、ルールを引用し、よりどころにしている議員必携を見ても、できないことはできないという判断である。そこらを議運で確認をしていただければと思う。

○熊高委員長

議運では、会議規則やルールに基づいて整理をしていこうと確認をした。全員協であろうと執行部から出される物は、事前に資料が出てきて、それを議長が受けるか、受けられないかの判断をして全員協につなげていくということで、前回は資料も出てこなかつたし、何があるかわからないので、4件の報告を断ったという経緯がある。そういったことの確認を事務局長がしたということと思う。

○宍戸議長

市長から、どういうふうな内容が出てくるかが見えてこない。

○石飛副議長

先ほどの報告書の最後の行にある市長の追加案件、「9月定例会一般質問に関わるコンプライアンスの問題について」の市長報告を許すのか、それとも前議会で報告された居眠りで、議会も居眠りと認めた過去の件ということで、報告対象にならないのか。それとも、議会として居眠りであったか病気であったかの確認ができるていないという責任を追及されている市長報告を受けるのか。その辺をはっきりと整理して、市長報告の件については受けないということの意思統一か確認をされておかないと、また同じことになると思う。受けないのであれば受けない。説明責任、診断書も間違いかなかったとか、執行部・事務局で受け付けてこれは義務と認定をしたのか、誰の責任になるのか。武岡さんの自らの説明責任はどのようになってくるのか。

そういうところも踏まえて整理して、今の議運で過去のことも含めて今現在の議運がどういう対応をしているかを示していたいたほうが、議長としても結論を出しやすいのではないかと思うが、皆さんの意見をお聞きしたい。

○熊高委員長

皆さんどのように認識をされているかお聞きしたい。

○大下委員

全員協だったと思うが、武岡さんから診断書が出たときに病気ということを皆で意思統一をしていたと思う。

○熊高委員長

一旦整理をしたということで次期議会へ申し送る形になった。その辺の整理の再確認を市長にということと思う。

○山根委員

居眠りは病気であったという診断書が出ているということで市長へ回答をしている。

○熊高委員長

どこをどういうふうに確認をすることなのか。正副議長は、一旦我々が整理をしたことのどこが未整理で答えなかつたのかを聞きたい。

○石飛副議長

議事録には書いてないが、市長は「議員さんは、黒塗りをされた宛名のない診断書を見て、これが本当の物と思ったのか。そんな物では何も確認していない。チェック機能を議員として果たしていないでしょう。」という言い方だった。「議会人として何をされていたのか。それは前期の議会の話であるが、現在の議会としてどのように対応をされるのか。」という追及で、議員としてのコンプライアンス、法令遵守、そういうものをできない議会であるということをしきりに主張された。

○熊高委員長

議員は黒塗りの診断書を確認したが、議長は塗ってない物を受け取って確認しており、問題ないと受け止める。皆さんもそうだと思う。その辺の確認を。

○金行委員

黒塗りでない診断書は市長には見せてなかつたか。

○山本委員

市長には見せていない。私から持つて行っていない。

- 熊高委員長 報告として、出たということは伝えてあるのか。
- 山本委員 出たということは言つてある。
- 熊高委員長 個人情報の問題や病院に迷惑がかかるから病院名は伏せるべきということで議員は黒塗りをしてある物で確認し、当時の山本議長に塗つてない物が出されているという報告を我々が受け止めたことを市長に言われればいいと思う。
- 石飛副議長 議長に全面的に確認をしていただいていると意思統一ができるのであれば、次の全員協議会での追加案件を拒否することとして、議長としても議事を進行することがスムーズになるのではないかと思う。
- 熊高委員長 前山本議長のときに現正副議長も一緒に確認したことである。市長からそういう提案があれば、きちんと理由を説明してあげるべきではないのか。中身はこうでしたと正々堂々と経緯を説明されないから伝わっていない。市長が「黒塗りのものを信じたのか。」と言われるのは、逆に我々も心外である。そんな情報が一人歩きをしている。
- 石飛副議長 黒塗りの物を見て確認させてもらったと伝えた。居眠りではなく病気ということを繰り返し説明した。それでもこっちへ戻って来るのは、市長報告をさせてくれという言葉が最後にはあるので、議運で再確認をしたので御理解いただきたい。
- 熊高委員長 当時の全員協で皆さんと確認したことを、議運で確認したというだけになるが。
- 石飛副議長 前議会のことではあるが、既に現体制で動いている。市長との対話について議長が4者会議で話し合った中で、今言っているのが市長の追加案件については三択である。1点は全員協で報告をさせてくれと。もう1点は議会でもう一度見直してくれ。もう1点は、何もしなければ条件闘争で何もしない。このことが、当初の議長の説明になる。
- 現体制で、これから先にどう動くかという確認をしておかなければ、うまく両輪は動かない。そして議会はだめだという烙印を押そうとしている市長に対して、どのように対応していくかということが必要ではないかという疑念を副議長としては思っているところである。議運の中で、次の対応策をねっていただきたいという気持ちから話をさせていただいた。
- 今回のことは倫理規程になると思う。倫理規程のどの項目に当てはまるかと言えば、「市民全体の代表者として、品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。」になる。居眠りは信頼を損ねたことになるのかということと思うが、1/2以上の議員が信頼を損ねたという判断をすれば政治倫理審査会を開らかなければならないが、議会内ではそういった意見はな

かった。倫理規程に違反した行為ではないという結論になると思う。それをそのまま報告するしかなく、ほかに方法はないと思う。

○熊高委員長

コンプライアンスに基づいた判断を議会はしたということを副委員長が言われたように、そういう流れの中で確認をした。だから取り上げることもなかったし、診断書も一つの手段であつたし、もっと言えば大下委員が言われたように選挙で認められているのではないかというところを含めて一つの流れができている。

議運で判断したというよりも、議会として判断をした背景はそういうことがありますよということでいいと思う。

○大下委員

黒塗りがしてあった診断書は、どうして黒塗りがしてあるのかという思いはあった。診断書なので病院を隠す必要は全くないと思った。病院の名前を公表しないことはおかしいと思った。診断書を市長に見せればいいのではないのか。

そのことを市長が言われている。診断書は事務局にあるのか。

事務局は武岡議員から受け取っていない。議長へ提出され、議長が内容を確認されている。

公表をしないでほしいとの申し出があり、受け取っている。

議長は責任を持って確認をしたが、個人情報を考慮して他の議員は黒塗りのものを確認し、本人に返したということを言われればいいのでは。そういう背景があるので、経緯としてはそれぞれの立場できちんと対応をしたと言えるのではないのか。

正副議長から市長へこのことを言えばいいのではないのか。

全く知らなかつた情報を今確認させていただいた。

武岡議員の居眠りについては、そういう経緯があったということをまとめて報告したことになる。市長が納得する、納得をしないということではないと思う。はじめから黒塗りではなかつたということは大事なポイントで、根拠に基づいて判断をしたということになる。

市長は武岡議員のことについて全員協で確認したいと言われるのであれば、公式の場で確認をしたほうがむしろいいかもしれない。全員協で受けて、議会としてきちんと答える。そうすればマスコミもきちんとそれを見る。市長の問い合わせに対して議会がきちんと答える場をつくるということもある。

全員協では執行部の報告に対して、質疑しかできない。市長が意見を言っても我々は、そうではないということではなく、質疑しかできないのでは。

市長が言われるのは「行財政運営上の重大な問題なので意見を求める。」ということである。私が先ほど申し上げたのは、それは

○児玉副委員長

○宍戸議長

市長の主張であって、これは議会運営上の重要・重大な問題である。だから全員協議会の中に当てはまらないと思っている。

○児玉副委員長

そのことは前回の全員協議会で皆さんに認識されたと思うし、議長が言われるとおりと思う。

○熊高委員長

議会は行財政運営の色んな結論を出したり、議決をする立場にあるので、しっかりともらわないと、きちんと伝えることができないので、その関係で議会を正すという意味に捉えた。全てが行財政運営に関わるので受けざるを得ないのかなという気がしないでもなかった。そういうふうに受け止めるかどうかも含めて、4者会議でニュアンスの違いを埋めてもらえばいいと思う。議長の考え方と市長の考え方の行財政運営上の必要なこと、必要でないことの仕分けの部分で、ボタンの掛け違いが出てくる気がしている。4者会議は、腹を割って話をできる場だと思っている。

○山本委員

先日まで恫喝の問題を言っていた。今は恫喝の一言もないし、全部居眠りで、何か言葉を見つけてきっかけをつくろうとしているしか考えられない。だから議長は「ルールどおりやります。」の一言で「回答は前期議会のことなのでしません。議会で取り扱う問題ではありません。」とはっきり言えばそれだけでいいのではないかと思う。

何を言っても、かかってくる。居眠りをうまくやつたら今度は他のことでコンプライアンスや何だかんだとなることは目に見えている。この前まで「恫喝、恫喝、やらせえ、やらせえ」と言っていたが、今は恫喝の文字は一つもない。

そういう感じも皆さんされていると思う。

○熊高委員長

下手に回答をするよりも「議会はルールどおりきちんと肃々とやっていきます。それしかありません。」という回答だけで済ませたほうがひつかかりがない。それが一番と思う。

○山本委員

本会議場で例えば市長が退席をして議会が進まなくなったりにどうしますかというところの確認だった。議会が成立しないというか、執行部がいなくなる可能性があるので、それでも肃々とやるという決意を議長に確認したわけである。

○熊高委員長

先ほど委員長が市長の追加案件を扱った方がいいのではないかということを言われて少しひっくりした。

○山根委員

今回恫喝が出てこないじゃないかと言われたが、弁護士を通してやっている中で、最終局面になっている。その中で市長が言わされたことが、うその主張をずっとされていたということが明らかになってきた。コンプライアンスを突きつけるのは議会のほうがしなければいけない。

さらに言えば、議長、副議長は大変と本当に思う。これまで議会がどのように罵倒、貶められてきたか、議会の地位・権能を。

そこをしっかりと市民、メディアも含めて分かっていただくことも必要ではないかと。メディアとツイッターによって私も、議会も本当にたたかれてきた。これについて、しっかりと返していくことも必要ではないかと。このまま終わらせてはいけないと思う。終わらないと思うが、頑張っていかなければならぬと思う。

○熊高委員長

という意見なので、行きつくところはそこになる可能性もある。さっき申し上げたのは、議会が動かなくなつたときに、山根議員が言われたように問責決議案や不信任案になることを踏まえて議長が議場の整理をされると受け止めていいのかどうかという確認である。

○山本委員

先ほど言ったように、不信任を出すよりもそういう態度をとられたときは、問責決議案を出すのが一番と思う。それが最善策で、それしかないと思う。そうなつたときは、議長がそれだけの覚悟を決めておられますと、正副議長でやってもらうようにしていただければ一番いいと思う。

○児玉副委員長

この文書を見る限り、話し合いにならないと思う。山根委員が言われたように、行きつくところまで行きつくしかないようだと思った。議長は腹をくくられたらいいと思う。

○熊高委員長

議運で問責決議案まで行きましょうという決定をするわけにはいかない。議運の中の意見としては、そういう雰囲気を正副議長、とりわけ議長がどう受け止められてやるかということに尽きると思う。それしかやりようがない。

○宍戸議長

全員協議会の開き方。3つ目の市長が意見を聴取するというところで、その場合には本会議に議案として提出する案件についてというふうになつてると解釈をしている。一番最後に書いてある市長の追加案件が該当するのかどうかということを言うことができなかつたが、9月定例会一般質問に関するコンプライアンス問題について議案が提出をされるのかどうか。私はされないとと思う。できないと思う。議案関係ではないと判断をしている。議員必携でも確認をしていただきたい。

○熊高委員長

全員協が無事に済んだとして24日から本会議で、答弁席云々というような取り決めをしていることに対しても、指示に従わなかつた場合のこともある。そのときも全てこのようにするのかということもある。議事整理権のある議長が許すのか、許さないのか。これまで皆さんのお見聞を聞いて議運としてもそういう提案をしているので、そこのところでも行き詰る可能性が出る。

○金行委員

一般質問の答弁は、市長がしなくてはならないというルールはないように記憶をしているが、事務局に確認をしたい。

○森岡事務局長

法的に答弁について書いたものはないが、地方自治法の中には、議長から出席を求められたら出席をしなければならないとい

うところがある。出席をすることについては、答えるのが前提という解釈である。答える義務があるということになる。

議員必携に首長による事前説明及び意見の聴取ということが書かれているが、議会に提案予定の案件についての事前説明を行う場合もあれば、行財政運営上の重要問題、企業誘致や開発、行政に関連した対外折衝、関連事項等について意見を求める場合もあると書かれている。

○國岡係長

議員必携に示されているのは、こういったことができるという基本的、一般的な考え方である。安芸高田市議会会議規則には、あくまでも議案の審査又は議会運営に関し協議又は調整すると定めている。執行部の報告はあくまでも議会に提出案件の事前審査にならないようにというたてりになっている。

また、会議規則第 166 条第 4 項に「協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。」としているが、会議の内容に関する申し合わせとして「議案の審査に先立ち、協議又は調整を要する事項」「執行部が所管する事務事業のうち、全議員への周知を要する事項」と規定している。

○森岡事務局長

会議規則を超えた話になっているので、休憩をとって資料をお配りさせていただきたい。

○熊高委員長

暫時休憩する。

休 憇 11:33

(「議会の自律権」に関する資料を配付)

再 開 11:36

○熊高委員長

再開する。

○森岡事務局長

議会の自律権は、議会が本会議、委員会の運営に関する事項、注意点のアンダーライン部分であるが、「内部組織に関するものと運営に関するものに大別することができる。議会及び委員会は法律、会議規則、及び委員会条例に違反しない限り、その取扱いを議会や委員会の議決、議長又は委員長の権限で決定することができる。」ということになっている。裏のページを見ていただければ、議会運営の実際の 8 卷に「議会の自律権とは他から干渉をされることなく議会内部のことについて自主的に決定する権限をいう。①議会の組織運営。議長等役員の選挙。②会議規則の制定③議員の懲罰。④議員の資格決定。⑤規律⑥傍聴人に対する措置。⑦議会自主解散などを挙げることができる。」とされている。

今協議をしていただいているのは、②の会議規則の制定である。会議規則を議会が自ら定めて運用をしていく。その運用の中には市長が言われているものに現在のところ該当する項目がないので、議長がそういった判断をされている。

○熊高委員長

意見はないか。

○児玉副委員長

先ほど説明があった、町村長の依頼を受けて行財政運営上の重

要問題について議会の基本的な考え方を聞いて参考にする協議会の開催は、議会運営委員会等で検討して必要最小限にとどめることが肝要であるということが書いてある以上、今まで出ている意見を尊重し、先ほどの事務局長の説明から判断すると、議長の判断でいいと思う。

○熊高委員長

そういう結論に至るが、皆さんよろしいか。

(数名から「いいです。」との声あり)

議会の一番足りないところは、そういうところが市民やマスコミに対して伝わっていないので、市長のほうがこういうように動いていると見られがちになる。こういったことを整理して、議長が事務局とともに公式な場で、市長が言われることに対してきちんと議会の考え方を伝えていくという場が必要と思う。その辺が一方通行な形になりやすいので、そこらを含めてこれまで整理をしてきたことを理路整然と伝える場がなかなかないと思うので、そういう場をどうつくるかということが、これからのポイントになると思う。

○山本委員

委員長が言われたように、今まで一方的に市長がされているが、事象についての詳細を明記し記者会見などで市民に公表するか、議会だよりや議会のホームページに載せるなど、公表することが必要と思う。

○山根委員

そういうことも必要と思う。委員長が言われた市長との間の中で説明をしないといけないと言われていたが、議会が議会として動いていけば、その動きを見ればわかることであると思う。4者会議でも一方的に言われる状況が続いているが、そこについてはオープンの中でメディアを使って議会の姿勢を市民に分かるように説明をしたほうがいいと思う。そのためには必要であれば問責決議を出すことも考えていくべきではないかと思う。

○熊高委員長

今までの議論を整理した場合、議会としてこれまでの取組は間違えていなかった。それをきちんと市民や市長を含めて伝えるということを考えていくべきということに至ったと思う。議長、副議長で議運の意見をどのように受け止められたのか話をいただきたい。

全員協には議長から議運の結果を伝えていただければいいと思うが、そこを含めて正副議長の考え方を確認させていただきたい。

○宍戸議長

委員長が言われたことについて、今後検討する必要があると思う。実は今回議会だよりを編集するにあたり、これまでの議会の取組について、桐原問題を含めて掲載してはどうかということを議会広報特別委員会で協議された。時間的余裕がなく今回は出すページが確保できなかつた。次回の議会だよりは必要に応じて掲

載する可能性が十分にある。

議会としても、市民の皆さんのが誤解をされないように何らかの対応はしていく思いは持っているので、今後のことについて意見を聞かせていただきたい。

○石飛副議長

皆さんの意見をいただき、今後の議会は自信を持って4者会議、または全員協の司会進行をさせていただけると思った。皆さんの協力をお願いしたい。

○金行委員

この問題は誰が悪いということではなく、私を含めて議会が市民に不安を与えたということは心に置いておくべき。議会も市長も反省をすべきところであると思う。

○熊高委員長

定例会が開会するまでにその情報を発信しないと、24日に市民が理解される議会が開かれるのか、ということを心配している。

議長が方針を明確に言わなかつたので、ホームページ等を通じて議会のメッセージなどを出さないと今のままでは伝わらない。その情報発信を議運としてはやってほしいという気がしている。

市長の一方的な情報発信で、議会は何も伝えないままに議会が開かれることになると、かなり不利な状況でスタートすることになる。24日に議会が始まったときか一般質問が始まったときに、答弁席でないということがあれば混乱が起きる。議会はこういうふうに整理をし、こういう形で議会をスタートするということを事前に伝えるべき。

○金行委員

正副議長が言われたように肅々と進めなければと思う。

○熊高委員長

肅々と進めるが、いつまでに何をするのかということをはつきりしておかないと、協議をした意味がないと思う。そこらを踏まえて議長が受け止めていただければ安心をしてまとめをすることができると思う。

○山本委員

議長は肅々と進めるという決意を持たれている。シミュレーションをして24日以降にどういうことが起こっても対応できるよう準備をしておいていただきたい。それしかないと思う。

○熊高委員長

それに加えて、議会としてどんなことを協議してこういう取り決めで臨むということを事前に市民に伝えるべきと思う。そこまで準備をしてスタートし、混乱はどこに原因があるのかを分かりやすく事前に示す必要があるという気がしている。

○山本委員

その件も重要と思う。市民に知らせることはなかなか難しいかもしれないが、何か方法を考えたほうがいいと思う。

○熊高委員長

ホームページや広報が本来であるが、広報特別委員会はホームページまでタッチをしていない。ホームページは議会の総意で、基本的に議長権限で事務局が掲載することが流れと思うので、今まで整理してきたことをきちんとホームページに載せれば広が

る。この時間内でできることはそれぐらいしかないと思う。

そこが一つの手段として可能性があると思ったので、24日までに取組ができればということを委員長の提案として皆さんに考えていただきたい。

○山本委員

事務局に聞くが、今までの一連の流れをまとめたものはつくつてあるか。

○森岡事務局長

前期議会のことは整理をしたものがある。それを今期の申し送りとした。それ以降のことは、まとめていない。

○熊高委員長

私の思いを述べすぎたのかもしれないが、それくらい心配をする必要があると考えている。これ以上はいいということになればこれで協議を終了する。

議長に全て一任したという前回と同様であるが、中身については色々精査をすることを踏まえて議長がさらに受け止めていただくということでこの件は終了してよろしいか。

○宍戸議長

前回の29日の全員協議会のときもそうであったが、対応について一任されたということであるが、議会は合議体であり、その都度議長も返答に困るような市長の対応もあるので、その時は一任を受けたといえども判断について相談する場合もあるので、その点は御理解いただきたい。

市長は、議長が責任転嫁をしているという発言をされるが、私はそう思っていない。ともに考えてともに歩む議会を目指している。議長権限かどうか分からぬような部分も議長権限としてやっていた部分もあったように感じていたので、そういう議会は合議体とは言えないと思っており、その点は誤解のないように一任を受けさせていただく。

○熊高委員長

皆さんよろしいか。

(数名から「はい。」との声あり)

4者会議について報告いただき、これまでの経緯について協議したが、議長が最後に言われたことが全てと思う。それを議運としては受け止めるということで終わってもよろしいか。

(数名から「はい。」との声あり)

以上で協議を終了する。

・任意全員協議会の名称変更について

○熊高委員長

ほかに皆さんからないか。

○宍戸議長

任意の全員協議会について、市長にも誤解があるように思うので、名称を誰でも分かる表現に変えてはどうかと思っている。

事務局長が説明するので、協議をお願いしたい。

○森岡事務局長

任意の全員協議会は、議員の皆さんも色々な認識があると思

う。連絡調整など公式な場以外で協議を行う際の会議として任意の会議に切り替えた際に、マスコミから「なぜ公開しないのか。」といった捉え方をされるほか、市長もそういった思いを持たれている。打ち合わせの会議なので公開しないことを理解いただけない。全員協議会という名称が付いているために、そういった受け取り方をされるものと思われる所以、誤解を招かない会議の名称に変えたほうがいいのではないかという提案である。

例えば議員連絡会議や議会調整会議といった名称として、打ち合わせの会議なので非公開にするといった分けが必要ではないかと考えている。

○熊高委員長

意見はない。

○宍戸議長

これまで任意の協議会は非公開であった。名称が変わったとしても、非公開のための調整会議ではない。議員間討議等については、全員協議会を開いて休憩をして、議員控室で討議をするといったことをひっくるめて議論をしていただきたい。誤解が生じない名称に変えるべきと考えている。

○山根委員

三次市議会に傍聴に行かれた友人に紙を見せてもらったが、安芸高田市では議員間討議まで全部載せるが、執行部からの報告案件だけが日程に載せてあり、その部分はメディアや傍聴者は入るが、議員同士の連絡事項などはオープンにされていない。

議員はそれぞれの意見を出し合って協議していかなければいけないので、議員間の協議の場をしっかりとつくるという意味で大事にしていく必要があると思う。

議長が変えられようとしていることは賛成である。メディアに対しては、入ってもいい項目を別にして、メディアと傍聴者に日程を配るようにするべきと思う。他市の議会のやり方を見習うべきところがあれば参考にされたらと思う。

○金行委員

原則としては公開すべきであり、秘密会の場合は秘密会として扱えばいいのではないかと思う。ここから出てくださいというのは難しい部分があると思う。途中で出ることは、自分たちに都合の悪いことを協議するのではないかと誤解されると思う。

○森岡事務局長

秘密会を前提としたものではない。会議規則第166条に位置付ける協議の場としての案件以外のものを取り扱うときに任意の協議会を開いているが、その協議会の名称についてである。

○熊高委員長

任意といえば参加しなくてもいいということになる可能性があるが、これまでの全員協議会と少し違う位置づけの会議をイメージすることであれば、議長の提案を踏まえて整理することになると思うがいかがか。

○宍戸議長

秘密会をするための名称変更ではない。今日決めることにはならないと思うので、今後の議論に加えていただきたい。

○熊高委員長

会議の位置づけを考える必要があるので、議長からあつたように、継続して審議することにさせていただきたいがいかがか。

(「継続。」との声あり)

本件については、18日の議会運営委員会で再度協議することとする。

・議員研修（ハラスメント、人権及び法令順守等の研修）について

○熊高委員長

ほかに皆さんからないか。

○宍戸議長

前期議会から、人権感覚を高める研修を行うことが申し送りをされている。執行部が設ける研修の場に便乗をすることや、人権会館で行われる人権啓発の研修会や後援会に積極的に出席しようという皆さんとの申し合わせと、議会独自で研修を開くということを決定している。

研修は、議員個々が常に心がけていなくてはならない問題である。研修をするにあたって、経費を自己負担で行つてはどうかということを提案したい。

○森岡事務局長

議長が提案されたのは申し送り事項にもあった、議員の人権感覚、コンプライアンスを含めて高めるために、研修を積極的に実施しようということである。議会が独自に研修をする、自費で研修するということが、対外的にも、市民の皆さんにもそういった活動をしているという認識を持っていただくことにもつながる。

研修費は政務活動費で使えるのではないかという意見もあると思うが、政務活動費は議会運営に関する研修、行政に関する研修が前提になる。スキルアップに関する研修になれば対象にならない。公費からということも考えられるが、自ら研修を行うことへ変えていただければ、市民の印象もよくなるのではないかというところで思っている。

新年度予算の議会費には、研修費は計上していない。執行部の研修の年間計画の中にコンプライアンス研修を位置付けてもらい、その中でやっていただくよう願うとしている。

○熊高委員長

意見はないか。

○児玉副委員長

大事なことと思うので、また考えればよいと思う。

先ほどからその他のところで、こういう問題がいっぱい出ているが、こういったものはあらかじめ議題に書いておいて、事前に考え方をまとめて委員会に参加するようにしていただきたい。全く考えていないかったことなので、急に言われても考えがまとまらないため、次回のテーマにしていただきたい。

○熊高委員長

次回の議題として協議をさせていただく。

(2) 議会運営に関する先例・申し合わせ等について

○熊高委員長 先ほどの中断した例規集の中身の確認をさせていただく。

12時30分まで休憩する。

休憩 12:17

再開 12:27

○熊高委員長 再開する。

今日は時間があまりとれないで、2月16日火曜日の午後に…

(数名から「火曜日は開いていない」との声あり。)

本日、説明をして課題が多くあれば、後日再度協議をさせていただくこととする。事務局に説明を求める。

○森岡事務局長 目次から見ていただきたいが、黄色で色付けをしている枠が、今回改めている部分で、確認いただきたいところである。先例として新しく加える部分は朱書きで記している。

(以下「安芸高田市會議規則の朱書き部分」「安芸高田市議会委員会傍聴規程（案）」「緊急質問実施要領（案）」「陳情書（要望書等）の取扱い要領」「安芸高田市議会会派及び会派代表者會議規程」「議員個人の調査の受託に関する内規（案）」「委員会協議会の運営に関する申し合わせ事項（案）」「災害時における市議会議員への対応」について、朗読説明。

○熊高委員長 以上で説明を終わる。

暫時休憩する。

休憩 12:50 (先例・申し合わせに等に関する質疑・確認等)

再開 13:20

○熊高委員長 再開する。

例規集等の確認をしていただいた。多少の修正があるので、修正したものを議運として認めることとし、2月18日の全員協議会までに全議員に事前配付をする流れとさせていただく。18日の全員協議会で全議員に確認し、承認をいただければこの案で進めることで異議はないか。

(異議なし)

異議がないので、そのように進める。

・その他

○熊高委員長 そのほかに皆さんから意見等はないか。

(なし)

以上で、他の項を終了する。

以上で、本日の議事はすべて終了した。

これをもって議会運営委員会を閉会する。

【閉会 13:21】